

社 援 発 0 3 0 6 第 2 5 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 長
中 核 市 市 長
関 係 団 体 の 長
地 方 厚 生 (支) 局 長 〕 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長
(公 印 省 略)

「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」
の一部改正について

今般、「社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について」(平成20年11月11日社援発第1111001号本職通知)を別添のとおり改正し、令和2年4月1日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いいたします。